

**貨物概要**

角切り牛肉 27%、たまねぎ 9%、じゃがいも 9%、カレーソース 55%からなるビーフカレーの缶詰

**分類**

関税率表第 1602.50 号 - 2 - - A (統計番号 1602.50-320) の牛肉の調製品

**分類理由**

牛肉の含有量が全重量の 20%を超える調製品であるため、第 16 類注 2 の規定により同類に分類され、牛の調製品であることから第 1602.50 号に分類されます。

また、牛肉が 30%未満で、野菜を含むものであり、気密容器に入れられていることから上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)